

姫路赤十字訪問看護ステーション 重要事項 【医療保険】

1.事業者の概要

事業者名称	日本赤十字社
所在地	東京都港区芝大門 1-1-3
法人種別	(日本赤十字社法に基づく)認可法人
代表者名	日本赤十字社 社長 清家 篤
電話番号	03-3438-1311
設立年月日	1877(明治 10)年 5 月 1 日

2.サービスを提供する事業所の概要

1) 事業所の所在地等

事業所名称	姫路赤十字訪問看護ステーション
事業所所在地	兵庫県姫路市下手野 1 丁目 12 番 2 号
開設年月日	1999(平成 11)年 12 月 1 日
指定事業所番号	2864090135
サービス提供実施地域	姫路市(家島町除く) 揖保郡太子町 たつの市(新宮町除く)
管理者名	中島 啓子
電話番号	079-292-0009
F A X 番号	079-299-0014

2) 事業所の目的と運営方針

事業目的	利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り健康で自立した日常生活を営むことができるようかかりつけ医とも連携を取り、快適な在宅療養が継続できるように支援することを目的とします。
運営方針	利用者の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の向上を重視した在宅療養生活が出来るよう訪問看護サービスを提供します。各市町の調整チームならびに他の関係諸機関との連携・調整を図り、在宅療養に効果的なサービスを提供します。

3) 事業所の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時
休業日	土日・祝日・年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日) および日本赤十字社創立記念日(5 月 1 日)

※24 時間対応体制加算契約利用者に対しては、24 時間連絡体制にて電話によるご相談、および必要に応じて緊急時訪問をします。

4) 事業所の職員体制

職	職務内容	人員
管理者	1.主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います 2.訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3.従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	1名
看護職員	1.指定訪問看護の提供の開始に際し、主治医から文書による指示を受け、また訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成・提出し、密接な連携を図ります。 2.主治医の指示に基づく訪問看護計画を作成し、利用者またはその家族に交付し説明を行い、同意を得ます。 3.指定訪問看護を実施し、必要に応じて訪問看護計画の追加修正を行います。 4.常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、指導又は説明を行います。	6名以上

3.当事業所が提供するサービス

健康相談	健康チェックと注意点と助言・病状の観察症状についての助言・心の健康チェック 24時間対応加算の場合、緊急連絡に相談等対応
日常生活の看護	清潔の保持、食生活の援助、排泄のケア、療養環境の整備、寝たきり・床ずれ予防のケア、散歩等の介助、コミュニケーションの援助
在宅リハビリテーション看護	体位変換、関節等の運動、日常生活動作の訓練、日常生活用具の利用相談
各種評価	日常生活動作、介護状況、生活、家族、身体機能、福祉用具の選定、精神機能・高次脳機能等の評価
訓練・生活指導	基本動作訓練・指導、家族指導、生活指導、日常生活動作訓練・指導、生活関連動作訓練・指導
精神・心理面の看護	不安な精神・心理状態のケア、日常生活自立の支援、社会生活への復帰援助
認知症の看護	認知症のケアと相談、悪化防止のケア、事故防止のケア
検査治療促進のための看護	慢性疾患の看護、療養生活の指導・相談、留置カテーテル等の管理、床ずれその他の創部の処置、服薬指導・管理、その他医師の指示による検査・処置
介護者の相談	あらゆる病状・介護・日常生活に関する相談、精神的支援
社会福祉サービスの利用法	市町村の在宅福祉サービス、その他の保健・医療・福祉サービスの紹介
終末期の看護	苦痛の緩和、尊厳の維持、終末の準備、家族への対応

4.サービスの利用に関する留意事項

1) 健康保険被保険者証等の確認

サービスの提供に先立って、健康保険被保険者証を確認させていただきます。限度額適用認定証、特定医療費（指定難病・小児慢性特定疾患）受給者証、特定疾患医療受給者証、乳幼児等・こども医療費、重度障害者・高齢重度障害者医療費受給者証、自己負担上限額管理票をお持ちの方は、提示をお願いします。サービス提供開始後は、毎月確認させていただきます。

また、被保険者証等に変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

※なお、保険証等の確認のため、写真またはコピーをとらせていただく場合があります。

2) サービス提供を行う訪問看護師

サービス契約時に、利用者およびその家族等の同意を得た上で、担当の訪問看護師を決定します。実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問看護師が交代して提供する場合があります。

3) 訪問看護師の交替

(1) 利用者からの交替の申し出

選任された訪問看護師の交替を希望する場合には、当該訪問看護師が業務上不適切と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護師の交替を申し出ることができます。ただし、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、事業者の人員体制等により、ご希望にそえない場合もありますことをあらかじめご了承ください。

(2) 事業者からの訪問看護師の交替

事業者の都合により、訪問看護師の交替をすることがあります。訪問看護師を交替する場合は、利用者及び利用者の家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

4) サービス実施時の留意事項

(1) 定められた業務以外の禁止

利用者は、訪問看護計画に定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

(2) 訪問看護サービスの実施に関する指示

サービスの実施に関する指示は事業者が行います。ただし、事業者はサービスの実施にあたって利用者及び家族の事情・意向等に十分配慮するものとします。

(3) 備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問看護師が事業所に連絡する場合の電話も使用させていただくことがあります。

5) サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

5.サービス利用料金

1) 基本利用料

	利用料金	1 割負担	2 割負担	3 割負担
月の初回訪問日	19,310 円	1,931 円	3,862 円	5,793 円
2 日目以降の訪問日	8,560 円	856 円	1,712 円	2,568 円

週 4 回(日曜日起算)以上の頻回訪問は金額が変わりますのでお問い合わせください。

2) 加算と利用料

(1) 利用料金

名称		利用料金	1 割負担	2 割負担	3 割負担
24 時間対応体制加算(イ)		6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
特別管理加算	I	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
	II	2,500 円	250 円	500 円	750 円
乳幼児加算 (6 歳未満)	該当疾病・病状	1,800 円	180 円	360 円	540 円
	上記以外	1,400 円	140 円	280 円	420 円
緊急訪問看護加算	14 日まで	2,650 円	265 円	530 円	795 円
	15 日以降	2,000 円	200 円	400 円	600 円
長時間訪問看護加算		5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
夜間・早朝訪問看護加算		2,100 円	210 円	420 円	630 円
深夜訪問看護加算		4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
複数名訪問看護加算		4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
1 日複数回の訪問	2 回目	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
	3 回以上	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
退院時共同指導加算		8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
特別管理指導加算		2,000 円	200 円	400 円	600 円
退院支援指導加算		6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
在宅患者連携指導加算		3,000 円	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000 円	200 円	400 円	600 円
看護・介護職員連携強化加算		2,500 円	250 円	500 円	750 円
訪問看護情報提供療養費 (1) (2) (3)		1,500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護ターミナル ケア療養費	(1)	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
	(2)	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
専門管理加算		2,500 円	250 円	500 円	750 円
ベースアップ評価料	(I)	1,830 円	183 円	366 円	549 円
	(II)	該当する場合は、別途ご案内します			
訪問看護医療 DX 情報活用加算		50 円	5 円	10 円	15 円
訪問看護医療情報連携加算		1,000 円	100 円	200 円	300 円
訪問看護物価対応料1	月の初日	60 円	6 円	12 円	18 円
	2 日目以降	20 円	2 円	4 円	6 円

(2) 加算の内容

加算の名称	内容
24 時間 対応体制加算	24 時間の連絡対応を希望される方に月 1 回加算 夜間・営業時間外でも必要に応じて相談や連絡・訪問を行います
特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態に該当する状態にある者に対して、指定訪問看護を行う場合の加算
	I ①在宅麻薬等注射指導管理・在宅腫瘍化学療法注射指導管理・在宅強心剤持続投与指導管理・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 ②気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態 ①②の状態にある者に対して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行っている場合
	II ①在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅人工呼吸指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理・在宅肺高血圧症患者指導管理又は在宅難治性皮膚疾患処置指導管理を受けている状態 ②人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ③真皮を越える褥瘡の状態 ④在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者 ①～④の状態にある者に対して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行っている場合
乳幼児加算	6 歳未満の乳幼児の訪問看護を行った場合の加算 超重症児や準超重症児・該当疾病や病状の乳幼児訪問時の加算
緊急訪問看護加算	緊急の求めに応じて訪問看護を行った際、1 日につき 1 回加算 同月の算定回数に応じての加算
長時間訪問看護 加算	15 歳未満の超重症児・準超重症児または、特別管理加算を算定または、特別訪問看護指示書に係る訪問看護が 90 分を超えた場合、週に 1 回加算 15 歳未満の超重症児・準重症児で特別管理加算を算定している医 療的ケアが必要な児は、週 3 回算定可能
夜間・早朝 訪問看護加算	夜間(午後 6 時～午後 10 時)または早朝(午前 6 時～8 時)に訪問看護を行った場合の加算
深夜訪問看護加算	深夜(午後 10 時～午前 6 時)に訪問看護を行った場合の加算
複数名	次のいずれかの状態で看護師一人での指定訪問看護が困難である場合の加算

訪問看護加算	① 末期の悪性腫瘍等、厚生労働大臣が定める疾病 ② 特別訪問看護指示期間中で訪問看護を受けている方 ③ 特別管理加算を算定している方 ④ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物損壊行為等が認められる方 ⑤ 本人の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる方	
1日複数回の訪問	2 回目	その日の基本料金の加算
	3 回以上	
退院時共同指導加算	退院にあたり、入院中に医療機関等と共同で在宅療養生活における必要な指導を行い、文書により提供した際の加算	
特別管理指導加算	特別管理加算の対象者に退院時共同指導を行った場合に、退院時共同指導加算に追加される加算	
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める状態に該当する利用者について、退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合の加算（特別管理加算対象者が 1 か月に複数回退院した場合は 2 回まで） 退院日に複数回の訪問により 90 分をこえる指導時も算定可能	
在宅患者連携指導加算	訪問診療を実施している保健医療機関等と月 2 回以上文書等により情報共有を行い、療養上必要な指導を行った場合の加算	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	利用者の状態の急変や診療方針の変更等に伴い、医師の求めにより開催されたカンファレンスに参加し、共同で療養上必要な指導を行った場合の加算	
看護・介護職員連携強化加算	喀痰吸引等の業務を行う介護職員等の支援を行った場合の加算	
訪問看護情報提供療養費	(1)	利用者の在住する市町村等からの求めに応じて必要な情報を提供した時の加算
	(2)	利用者の通学する当該学校等からの求めに応じて必要な情報を提供した時の加算
	(3)	利用者が保険医療機関等に入院または入所する際に必要な情報を提供した時の加算
訪問看護ターミナルケア療養費	(1)	利用者の死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを実施した場合の加算
	(2)	特別養護老人ホーム等でターミナルケア支援体制でのターミナルケアを行った場合の加算
専門管理加算	専門研修または特定行為研修を終了した看護師が、専門的な管理を含む訪問看護を行った場合の加算	
ベースアップ評価料	I	医療従事者ベース改善の体制評価料
	II	
訪問看護医療 DX 情報活用加算	電子資格で診療情報・薬剤情報を所得・活用して訪問看護実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療提供する評価加算	
訪問看護医療情報連携加算	ICT を用いて多職種間で診療情報を共有し、訪問看護計画の作成・管理を行った場合の加算	
訪問看護物価対応料 1	物価上昇に対応し訪問看護管理療養費に併せて算定可能な加算	

※保険証の負担割合、公費等により自己負担額は異なります。

「医療費通知」の自己負担額は診療報酬点数に単価を乗じて算出される医療費の総額に被保険者の自己負担割合を乗じて算出されるため、10 円未満の金額まで記載されますが、医療機関で支払う自己負担額は、10 円未満の金額につき端数処理(四捨五入)が行われているため、金額が相違する場合があります。その場合は、「医療費通知」に記載された「被保険者が支払った医療費の額」に基づいて医療費控除の額を計算して差し支えありません。

3) 保険対象外の料金

名称	内容	金額
訪問時間延長	2 時間を超えて 30 分ごとに	1,000 円(非課税)
死後の処置料	死後の処置をした時(希望される場合)	11,000 円(税込)
複写物のコピー	コピー代として1枚につき	10 円/枚+税
有料駐車場利用料	有料駐車場を利用した時	実費

4) 交通費

当事業所のサービス提供実施地域へのサービス提供で、事業所から片道 10km 以上の場合は、次の金額を請求させていただきます。

自動車を利用	実施地域内で事業所から片道 10km 以上
	500 円/1ヶ月 + 税

当事業所のサービス提供実施地域以外の場合で、自動車を利用した場合は次の金額を請求させていただきます。いずれの場合も、ご利用者に文書で説明し同意をいただきます。

自動車を利用	実施地域を超えて 2km 未満	2km を超える場合 2km 毎に
	250 円/回 + 税	250 円/回 + 税

※交通費は非課税

5) その他

特定疾患、被爆者の認定をお持ちの方は利用料が減免または免除、生活保護の方は必要と認められた訪問看護について利用料が免除されます。

乳幼児等・こども医療費、重度障害者・高齢重度障害者医療費受給者証をお持ちの方は、利用料が減免または免除されます。

労災指定訪問看護事業所のため、労災保険を利用される方は利用料が免除されます。

6. 利用料金の支払い

利用料金は 1 ヶ月毎に計算し、翌月に口座引き落としにてお支払いとなります。

※難病法に基づく医療費助成制度を受けられている利用者においては、自己負担額計算および管理票への記入のため、訪問時に自己負担上限額管理票をご提示ください。

7.家族などへの連絡

希望があった場合には、利用料やサービス提供等について、利用者に連絡すると同様の通知を家族等にも伝えます。

8.サービス提供の記録の保管について

利用者に提供したサービスについて訪問看護記録を作成し、その記録はサービス完結日から5年間保存します。利用者の請求に応じて閲覧でき、複写物を有償で交付いたします。

9.秘密の保持及び個人情報の保護

- 1) 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- 2) 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」とする。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び利用者の家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。また、従業者の退職後においても、その秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

10.事故発生時の対応方法および損害賠償について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、利用者に係る他事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問看護の提供により当事業者に責を帰すべき事故が発生した場合は、速やかに対処いたします。

なお、事業者は、万が一の事故発生に備えて、損害保険ジャパン株式会社の損害賠償責任保険に加入しています。

11.重要事項の変更

この重要事項説明書に記した内容に変更が生じた場合は、変更についての書類を交付し、口頭で説明した上で同意書を作成し、同意をいただくこととします。

12.サービス提供に関する相談・苦情

提供した指定訪問看護に係る利用者およびその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を以下のとおり設置します。

- 1) 事業者の窓口

姫路赤十字 訪問看護ステーション	姫路市下手野 1 丁目 12 番 2 号 (月曜日～金曜日) 8:30～17:00 TEL 079-292-0009 FAX 079-299-0014 担当者:管理者
-----------------------------	--

2) 行政機関その他苦情受付

姫路市介護保険課	姫路市安田 4 丁目 1 番地 TEL 079-221-2923 FAX 079-221-2925
太子町高年介護課	揖保郡太子町鵜 280 番地 1 TEL 079-276-6715 FAX 079-277-6031
たつの市高年福祉課	たつの市龍野町富永 1005-1 TEL 0791-64-3155 FAX 0791-63-0863
兵庫県国民健康保険 団体連合会	神戸市中央区三宮町 1 丁目 9 番 1-1801 号 TEL 078-332-5617 FAX 078-332-5650 介護サービス苦情相談窓口

※管轄の裁判所は、神戸地方裁判所姫路支部となっています。

13.事業継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の事再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

14.虐待・身体拘束の防止について

利用者の人権擁護、虐待の防止の観点から虐待の発生又は、その再発を予防するための必要な措置を講じます。

- ①虐待防止、身体拘束等の適正化に対する担当者を選定しています
- ②虐待防止、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催し、従業員に周知徹底しています
- ③虐待防止、身体拘束等の適正化のための指針を整備しています
- ④虐待防止、身体拘束等の適正化のために定期的な研修を実施しています
- ⑤サービス提供中に虐待等と思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報します
- ⑥事業者は利用者又は他の利用者等の生命又は、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません
- ⑦やむを得ず身体拘束を行う場合は十分に説明の上、利用者または家族等の同意を得るとともに対応、時間、その際の利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由を記録いたします

15. ハラスメントについて

事業所内では、職員の安全確保と安心して働き続けられる職場環境が築けるよう、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に則り、ハラスメント対策を行っています。

以下の場合には、関係機関に情報を共有し解決を図ります。状況が解決しない場合は、サービス提供を致しかねることがあります。

- ①利用者又はそのご家族がスタッフに対して暴行を加えた場合
- ②利用者又はそのご家族がスタッフに対して犯罪行為を行った場合
- ③利用者又はそのご家族がスタッフに対して度重なる要求を行った場合
- ④利用者又はそのご家族がスタッフに対してセクシュアルハラスメント又はカスタマーハラスメント(暴言、迷惑行為、合理的理由のない要求その他社会的相当性のない行為を言う)に該当する行為を行った場合
- ⑤利用者又はそのご家族がスタッフ又は事業所からの要請に合理的理由なく応じない場合
- ⑥前各号に定める他、利用者と事業所との間の信用関係が破壊されたと認められる場合

16. 緊急時の対応について

サービスの提供中に利用者に病状の急変があった場合やその他必要な場合は、利用者の主治医への連絡を行い、医師の指示に従って必要な措置を講じるとともに、利用者があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。